

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 通信地図の修正測量の実施
馬傳染性貧血検査の実施
豚コレラ予防に関する規則による指定区域の解除
耕土培養地域の指定
- ◇選管告示 団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第三百四十三号

次のとおり昭和三十年年度第二、四半期通信地図の修正測量を実施する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十年七月十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 測量地域 鳥取市及び八頭郡
一 測量期間 昭和三十年九月中

鳥取県告示第三百四十四号

次のように馬傳染性貧血検査を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年七月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球数の

計算及び担鉄細胞の検出
別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月十八日	西伯郡逢坂村	同上
十九日	名和町(旧光徳村)	"
二十日	"(旧庄内村)	"
二十一日	"(旧名和村) (旧御来屋町)	"
二十二日	高麗村	"
二十三日	所子村	"
二十五日	淀江町	"
二十六日	宇田川村	"

鳥取県告示第三百四十五号

昭和三十年六月鳥取県告示第二百九十七号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)による指定区域(米子市のうち彦名、葭津)を解除する。

昭和三十年七月十五日
鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百四十六号

耕地培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)第三条第一項の規定により昭和三十年年度耕地培養地域として次の市町村を指定する。

昭和三十年七月十五日
鳥取県知事 遠藤 茂

指定市町村名	計画面積
米子市	七〇町歩
倉吉市	五〇
東伯郡関金町	四〇
" 赤碕町	五〇
西伯郡逢坂村	"
" 西伯町	二〇
" 会見町	三〇
日野郡溝口町	五〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定により次の団体より解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年七月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

- 一 種類 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨
- 二期間 昭和三十年二月十四日から二月二十八日まで
- 三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	
中西後援会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十〇、七、四	

四 主たる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当なし
- (二) 支出 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年七月十五日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

- 一日時 昭和三十年七月二十一日 午前十一時
- 一場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一議題
 - 1 鳥取県隔遠地公立学校指定について
 - 2 職員の服誓の手續に関する規則について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 行 所 鳥取縣鳥取市東町取
 刷 者 鳥取縣鳥取市東町取
 所 鳥取縣鳥取市東町取
 印 刷 所 鳥取縣